

# 『記帳適時性証明書』が添付された決算書は

(会計帳簿作成の適時性(会社法第432条)と電子申告に関する証明書)

## 金融機関からの信頼度が格段に上がります。

この証明書は、会計帳簿及び決算書並びに法人税申告書の作成に関して次の事実を証明します。

- ① 当企業の会計帳簿は、会社法第432条に基づいて、「適時に」作成されていること。
- ② TKC 会計事務所は、毎月、当企業を訪問して巡回監査を実施し、月次決算を完了していること。
- ③ 決算書は法人税申告のため税務署に提出したものと同一であり、別途に作成したものではないこと。
- ④ 法人税申告書は当該決算書に基づいて作成され、申告期限までに電子申告されていること。

※会社法第432条は、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」と規定しています。この「証明書」は、その適時性並びに計算の正確性を証明するものです。(内容の正確性を証明するものではありません。)

### 「記帳適時性証明書」の記載内容の金融機関によるチェック項目

【原本PDF】 会計帳簿作成の適時性(会社法第432条)と電子申告に関する証明書 第 1851339543 号  
発行日: 平成21年 9月 1日

提出先 税理士事務所 殿 株式会社TKC 代表取締役社長 高田 順三

貴事務所の関与先企業 株式会社 TKC 製作所 殿の会計帳簿作成の適時性及び継続性並びに月次決算の実施日及び決算書と法人税申告書等の作成に關して次の事実を証明します。

1. 「資料1: 過去3年間における月次決算及び年次決算の状況」について  
 ① TKC 会員は「TKC 全国会行動基準書」に基づいて、会計記録の適法性を確保するため毎月、関与先に出向き巡回監査することが求められていますが、貴事務所の実践状況は資料1のとおりです。  
 ② 「監査対象月」は貴事務所が巡回監査を行った会計期間、「仕訳数」は当月の試算表に計上された仕訳の件数、「データ処理日」は月次決算が完了した日を示しています。  
 ③ 「決算書に付した番号」(1行目)は、書面の「決算報告書」に付した番号で、これと同一の番号が印刷されている貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の期末日数高と完全に一致しています。

2. 「資料2: 前期(第16期)の法人税申告書の作成状況」について  
 ① TKC システムは会計帳簿(仕訳帳・元帳・月次の決算表)及び決算書の作成、これに続く法人税申告書・消費税申告書の作成、さらには国税と地方税の電子申告まで一気通貫となっています。  
 ② 前期の決算書に計上された「税引後当期純利益(損失)」「資料1の18行目(Δ)」と前期の法人税申告書別表4の「当期利益又は当期損失の額(D)」(資料2の2行目)とは完全に一致しており、貴関号先駆の法人税申告書は当該決算書に基づいて作成されています。

3. 税理士法第33条の2に定める書面添付(「決算申告確認書」の提出)の実践について  
 TKC 会員は「TKC 全国会行動基準書」により、税務申告書の提出に当たっては、税理士法第33条の2に基づく書面を添付することが求められていますが、貴事務所の実績は資料3(3行目)のとおりです。

4. TKC 財務会計システムの継続利用期間について  
 ① 貴関号先の財務データは、平成5年7月分から継続して利用しており、利用期間は16年(0か月)となります。  
 ② この利用期間において過去仕訳及び科目数高の適及不修正・追加・削除の処理はなされていません。

5. この証明書の真正性の確認方法について  
 次のTKC 全国会HPサイトから確認できます。なお、そこでは事務所名と商号の表示を省略しています。  
<http://www.tkenf.or.jp/> (掲載期限: 平成22年 8月31日) 以上

月	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
1	平成18年 7月	476	平成18年 8月25日	◎	平成19年 7月	478	平成19年 8月24日	◎
2	平成18年 8月	459	平成18年 9月22日	◎	平成19年 8月	464	平成19年 9月21日	◎
3	平成18年 9月	454	平成18年10月20日	◎	平成19年 9月	471	平成19年10月19日	◎
4	平成18年10月	441	平成18年11月17日	◎	平成19年10月	449	平成19年11月22日	◎
5	平成18年11月	454	平成18年12月22日	◎	平成19年11月	462	平成19年12月21日	◎
6	平成18年12月	442	平成19年 1月19日	◎	平成19年12月	454	平成20年 1月18日	◎
7	平成19年 1月	446	平成19年 2月19日	◎	平成20年 1月	458	平成20年 2月15日	◎
8	平成19年 2月	457	平成19年 3月22日	◎	平成20年 2月	463	平成20年 3月2日	◎
9	平成19年 3月	456	平成19年 4月19日	◎	平成20年 3月	472	平成20年 4月18日	◎
10	平成19年 4月	442	平成19年 5月18日	◎	平成20年 4月	453	平成20年 5月22日	◎
11	平成19年 5月	453	平成19年 6月22日	◎	平成20年 5月	449	平成20年 6月20日	◎
12	平成19年 6月	456	平成19年 7月20日	◎	平成20年 6月	473	平成20年 7月22日	◎
13	年次決算	45	平成19年 8月17日	◎	年次決算	48	平成20年 8月15日	◎
14					年次決算	46	平成21年 8月21日	◎
15								
16								
17	決算書に付した番号	N02413	決算書に付した番号	N03913	決算書に付した番号	N05313		
18	監査対象月(仕訳数)	10,110	データ処理日	10/20	監査対象月(仕訳数)	10,110	データ処理日	10/20
19	監査対象月(仕訳数)	10,110	データ処理日	10/20	監査対象月(仕訳数)	10,110	データ処理日	10/20

資料2: 前期(第16期)の法人税申告書の作成状況

項目	処理結果
1. 法人税申告書の作成及び提出方法	平成20年 8月24日、法人税申告書はTKCのシステムで作成され電子申告されています。
2. 前期の決算書に計上された「税引後当期純利益(損失)」「資料1の18行目(Δ)」と前期の法人税申告書別表4の「当期利益又は当期損失の額(D)」(資料2の2行目)とは完全に一致しています。	◎
3. 前期の決算書に計上された「税引後当期純利益(損失)」「資料1の18行目(Δ)」と前期の法人税申告書別表4の「当期利益又は当期損失の額(D)」(資料2の2行目)とは完全に一致しています。	◎

資料3: 前期(第16期)のTKCの継続利用状況

項目	状況
1. TKC 継続MAS(経費計画)	◎ 利用 ○ 未利用
2. F・F・X シリーズ(自計化)	◎ 利用 ○ 未利用
3. S: 書面添付(税理士法33-2)	◎ 実施 ○ 未実施

TKC 全国会情報

項目	内容
1. 会員氏名	高田 順三
2. 入会日(経過年数)	平成 2年10月 1日 (18年11月/月)
3. 事務所ホームページ	<a href="http://www.tkcocomputer.co.jp/">http://www.tkcocomputer.co.jp/</a>

※「記帳適時性証明書」の内容を金融機関にて審査(チェック)していただくための欄です。

#### 会計記帳が継続的になされてきたか?

◎ 会計記帳が継続的になされたことを証明するため、会計事務所が過去3年間に毎月実施した巡回監査の実績を表示しています。

#### 法人税申告書が決算書に基づいて作成されているか?

◎ 法人税申告書が決算書に基づいて作成されていることを証明します。

#### 「継続 MAS」は利用されているか?

◎ 「継続 MAS」(企業の経営改善計画を策定するシステム)の利用状況を表示します。

#### 「FX2シリーズ」は利用されているか?

◎ 「FX2 シリーズ」(企業向けの管理会計システム)の利用状況を表示します。

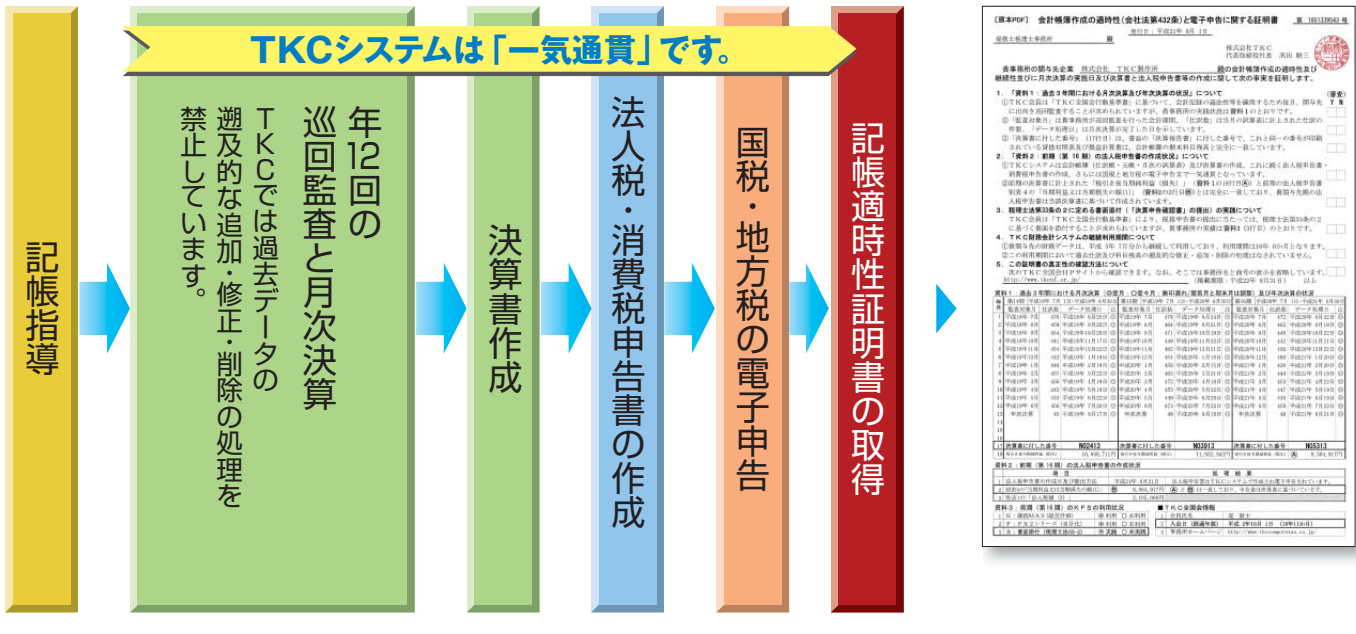
#### 「書面添付」が実践されているか?

◎ 税理士法第33条の2が規定する書面の添付の有無を表示します。

# TKCシステムを正しく利用した場合にだけ発行されます。

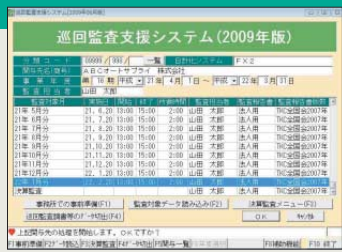
この「証明書」は、TKC会員事務所が行う以下の業務（記帳指導を除く）について、いつ実施したのかを過去3年間にわたって詳細に開示しています。

## 「記帳適時性証明書」が発行されるまでの業務プロセス



### 巡回監査とは

TKC全国会では、巡回監査をTKC会員の責務としています。毎月、関与先企業を訪問して、会計資料並びに会計記録の適法性、正確性及び適時性を検証し、さらに黒字決算のための経営助言に努めています。その目的の第一は、税務署に対して、或いは裁判において、企業において作成された会計帳簿が真実であり、証拠能力をもつことを証明できるようにすることにあります。



巡回監査支援システム

### 「FX2シリーズ」とは

業績の確認を、毎日行うための管理会計システムです。期首から本日までの最新業績を「365日変動損益計算書」から即座につかみ、現状打開のための打ち手をすばやく行えるようになります。会社全体の業績のほか、部門別の採算状況を確認し、部門責任者と対策を練るのに役立ちます。また、「継続MAS」で策定した年度予算を登録すれば、予実管理が自動化されることになります。



戦略財務情報システム (FX2)

### 「継続MAS」とは

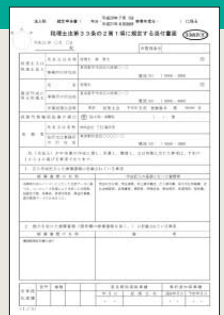
最近、銀行等に融資を申し込むと中長期の「経営改善計画」の提出を求められるケースが増えてきました。このシステムを使えば、事前にさまざまなシミュレーションを行った上で、金融機関が納得する経営改善計画を策定することができます。中長期計画が決まれば、これを具体化する向こう1年の利益計画と資金計画を策定し、毎月の業績と比較検討することができます。



継続MASシステム

### 「書面添付」とは

税理士が関与先企業の税務申告に当たって、税理士法第33条の2に基づいて、申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付して税務署に提出する制度です。この書面を添付している場合、税務署が事前に通知して調査をする際には、税理士にその通知前に意見陳述の機会が与えられ、その結果、申告が適正であると認められれば、原則として「税務調査省略通知書」が発行されて調査は省略されることになっています。



税理士が税務署に提出する「決算申告確認書」(税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面)

※詳細はTKC会員事務所にお問い合わせください。